

とっとり国保連 Times

2022 年
10 月特別号

【鳥取県国民健康保険団体連合会】

〒680-0061 鳥取市立川町 6 丁目 176 番地 鳥取県東部庁舎 5 階

TEL:0857-20-3684(審査課)

H P: <https://www.kokuho-tottori.or.jp>



@torikokuhoren

Twitter 用

QR コードはこちら→



鳥取県国民健康保険
マスコットキャラクター
けんぞうくん

国保連からのお知らせ

★後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直しに伴う計算事例について

令和 4 年 10 月より、後期高齢者医療制度における窓口負担見直しに伴い、窓口負担が 2 割へ変更となる方の外来療養において、1 ヶ月分の負担増が最大でも 3,000 円に収まるよう配慮措置が導入されます。

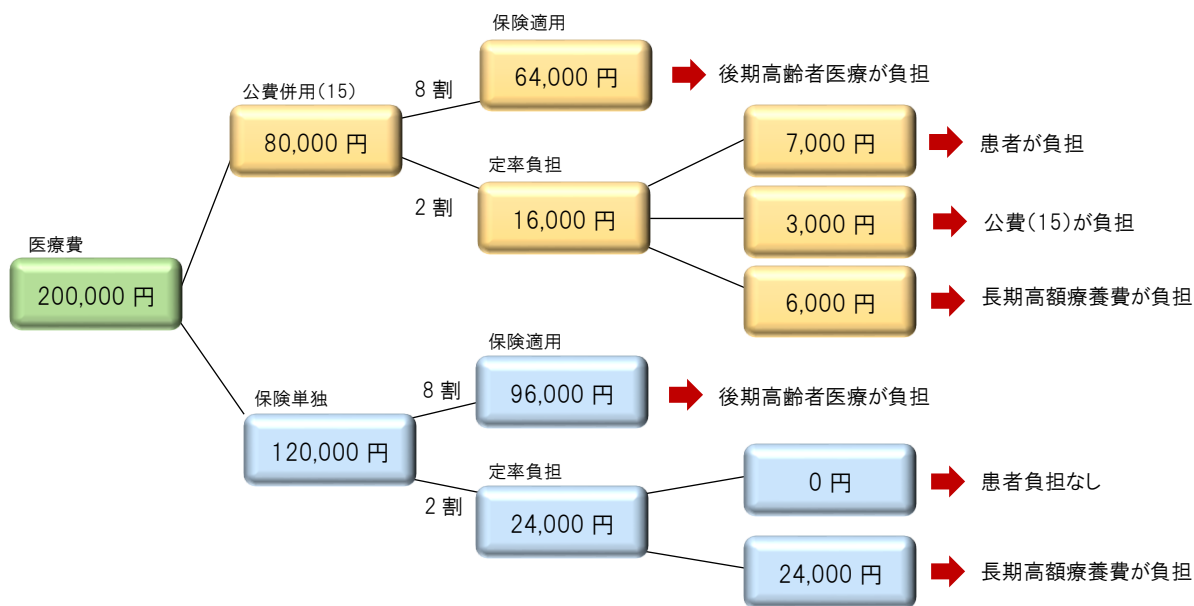
今般、既に厚生労働省より示されている計算事例以外であって、請求件数が多い計算事例を整理しましたので、記載要領の変更と併せてご留意の上請求をお願いします。

計算事例①

公費 15(更生医療)+特記事項「02 長」(長期高額)で、公費 15 が分点数の場合 ⇒配慮措置対象外

特記事項	請求	※決定	一部負担金額
41 区力 02 長	20,000 点	点	10,000 円
	8,000 点	点	7,000 円
	点	点	円

【計算内訳】



【費用内訳】

医療費: 200,000 円 = 保険: 160,000 円 + 長期高額: 30,000 円 + 公費(15): 3,000 円 + 患者: 7,000 円

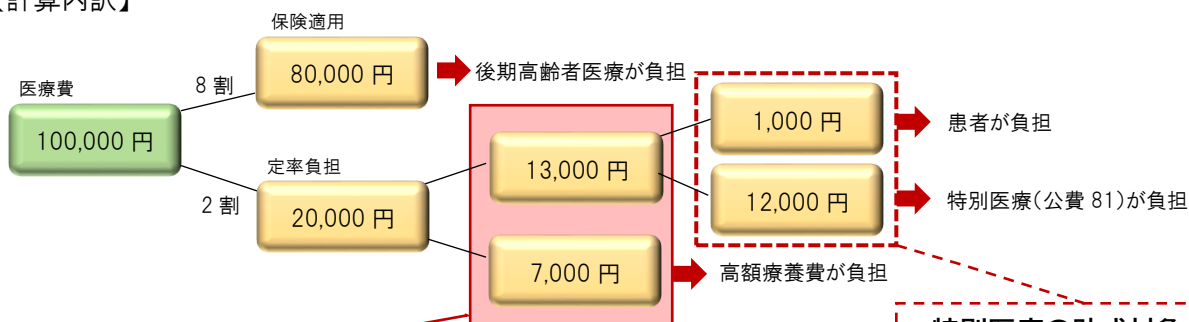
※上記事例に特別医療が併用されている場合は患者負担の 7,000 円は特別医療が負担することとなり、最終的な患者負担は 0 円となります。

計算事例②

特別医療(公費 81)併用の場合 ⇒配慮措置対象

特記事項	請求	※決定	一部負担金額
41 区力	10,000 点	点	13,000 円
	10,000 点	点	1,000 円
	点	点	円

【計算内訳】



Point !

配慮措置により、1 割負担時の負担額:10,000 円から +3,000 円の負担に収まります。

【費用内訳】

医療費:100,000 円＝保険:80,000 円＋高額:7,000 円＋特別医療:12,000 円＋患者:1,000 円

○記載要領に関する重要なお知らせ

特定疾病療養(マル長)の配慮措置に伴い、令和 4 年 10 月診療分から外来分で特記事項「41 区力」に該当する患者については、長期高額の該当有無に関わらず特記事項「02 長」の記載が必須となります。

(参考:令和 4 年 9 月 13 日付保医発 0913 第 6 号「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」)

★新型コロナウイルス感染症関連検査に係るレセプト摘要欄への記載について

「SARS-CoV-2 抗原検出」「SARS-CoV-2 核酸検出」等を算定する場合、レセプト摘要欄へ当該検査を必要と判断した医学的根拠を記載することとなっておりますが、COVID-19 が疑われる者に対し、診断を目的として行われる場合は患者の症状、身体所見に係るコメントが適正な記載であり、陽性者との接触などでは不適切と考えます。

また、同一日において抗原検査と PCR 検査を算定される場合は、段階的に検査を施行しており、複数の検査を必要として行った旨の判断できるコメントの記載が必要と考えております。

【記載例】

発熱があり COVID-19 が疑われ、抗原検査陰性であるが臨床症状から感染が否定できない為 PCR 検査施行
保険請求の適正な審査のため、レセプト摘要欄へのコメント記載についてご留意下さいますようお願いいたします。

★コード記録項目の追加について～令和 4 年 10 月診療分以降～

令和 4 年診療報酬改定に伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改訂が行われました。

電子請求の場合、「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(※)」にレセプト電算処理システム用コードが記載された項目については、令和 4 年 10 月診療分以降、該当するコードの選択が必要となります。

(※)通知:令和 4 年 3 月 25 日付保医発 0325 第 1 号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について 別添 1-別紙 1

詳細については鳥取県国民健康保険団体連合会 HP でご確認ください。

【ページ所在】トップページより「保険医療機関・保険薬局の皆様」⇒「重要なお知らせ」内

(記事名:「コード記録項目の追加について～令和 4 年 10 月診療分以降～」)